

第1期ほっかいどう障がい福祉プラン(素案)についての意見募集結果

ばんごう 番号	いけんがいよう 意見の概要	いけんたいどうかながかた 意見に対する道の考え方	
		けいかくあんページ 計画案の頁	くぶん 区分
1	ちいき 地域づくりコーディネーターについて、 けんせつてきぎろん 建設的な議論ができる体制になっていない。 ヒアリングに用いるシートの作成にも時間を 要するため、状況の聴取を中心とする意見 交換の場を取り止め、市町村向けの相談 窓口程度としていただきたい	どうしょうかた 道では、障がいのある方が地域で安心して 生活できるよう、助言・調整等の広域的支援を 行う地域づくりコーディネーターを配置して おこな ります。個別具体的な対応については、総合 振興局と共有させていただきます。	32 D
2	しゅうろうけいじぎょうしよ 「就労系事業所から一般就労への 移行」を指標に掲げているが、就労系事 業所に直接的に行う支援の記載がな い。ネットワーク構築、企業の理解という 支援のみでは限界がある。指標に掲げる のであれば、一般就労に向けた事業所へ の直接的な技術指導について検討して ほしい。	いっばんしゅうろうむ 一般就労に向けた事業所への支援について は、高齢・障害・求職者雇用支援機構などの 労働関係機関と連携して、それぞれの役割の中 で行っており、引き続き、障がいのある方の一般 就労に向けた支援を図っていきます。	35 B
3	こうちんこうじょうむ 工賃向上に向けた「②製品等の販路 拡大」について、「共同受注システム」 や「地域スタッフ」が機能していないよう に感じる。事業所の受託増に向けた企業 への働きかけを望む声も多く、各拠点 地域でも支援が行き届くよう「周知・ 広報」にも触れてほしい。	せいひんどうはんろかくだい 製品等の販路拡大の取組については、専用ホー ムページや大型商業施設での実証販売、行政 機関庁舎における販売コーナーなどにより、 事業所が提供できる製品やサービスに関する 情報提供を行っており、引き続き、広く周知を 図っていきます。	39 B
4	ちいきかんきんこうはいりよ 「地域間の均衡に配慮し、重度障がい のある人も利用できるグループホームな どの計画的な整備を促進」とあるが、 「地域間の均衡に配慮し」と記載してい る意図は何か。グループホームが集積し ている市町村であっても、重度障がいの ある人の受入れ体制が十分とはいえない ことから不要ではないか。	ほっかいどうしゅう 21の北海道障がい福祉圏域に区分けし、 各圏域のサービス供給量等の状況を把握し ながら、進捗管理を行うために記載していま す。 また、圏域ごとに設置している障がい福祉 計画等圏域連絡協議会において、計画的な基盤 整備が行えるよう市町村との連携を図ります。	47 C

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方	
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分
5	グループホームの整備が進まない要因として、看護師等の専門職の確保や、人件費の捻出など運営面の課題があると考え、「計画的な整備促進」の実現のために想定している具体的な取組をお示しいただきたい。	グループホームの計画的な整備について、人員確保等に関しては、日曜・祝日及び夜間においても、緊急時に適切な対応ができる体制整備が必要であり、国に対し、実態に応じた報酬基準などの見直しについて要望しているところであり、施設の整備等については、国の制度である「社会福祉施設等施設整備費補助金」を活用するため、国に対し必要な予算の確保について要望しています。	
		49	E
6	「地域の医療機関との連携により、(中略)地域の支援体制の充実に向けた取組を促進」とあるが、具体的にどのような取組を想定しているのかお示しいただきたい。	日常的に医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)について、地域で生活するため必要となる体制を確保し社会参加を促進するため、地域活動支援センター等の活動の場所へ看護師等を派遣するほか、北海道医療的ケア児等支援センターと連携し、必要な支援を行います。	
		53	E
7	事業所の指定において、今般地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みが導入され、具体的には市町村の意見を勘案し指定に必要な条件を付すこととなった。それに関し特段の記載がないように見受けられたが、どのように実施するのかお示しいただきたい。	地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みは、令和6年4月から導入されることになっていますが、具体的な仕組みを定める法律施行規則について、国において検討中の段階(12月6日付けで国がパブリックコメント実施中)であり、現時点では実施方法をお示しすることはできません。	
		24	E

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方		
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分	
8	<p>一部自治体では充足率が100%を超えているにもかかわらず、未整備の自治体があるとの理由で総量規制の対象外とされ、事業所が集中する自治体と未整備の自治体との格差が広がる一方である。実情に合わせた区域により総量規制の判断を行うよう求める。</p> <p>また、区域設定の見直しが困難であれば、未整備自治体への立地促進に向けた北海道の積極的な取組が必要と考えるが見解を伺いたい。</p>	<p>道内を21障がい福祉圏域として区域を設定し、各圏域において障がい福祉計画等圏域連絡協議会を設置し、サービス供給量の進捗管理や成果目標の達成状況等を把握し、地域の実情も含めた検討を行っており、地域間格差が縮小されるよう未整備自治体への支援に努めて参ります。</p>	24	C
9	<p>今般の法改正で、都道府県が実施主体となる入院患者訪問支援事業について、国は市町村長同意による入院者などを対象としているが、計画上特段の記載がないように見受けられたが、実施及び実施の検討の予定がないのか見解を伺いたい。</p>	<p>北海道では、ピアサポーター等を配置した精神障がい者地域生活支援センターにおいて、入院中の精神障がい者の退院促進や地域移行・地域定着のため必要な支援に取り組んでいるところであり、入院者訪問支援事業の実施については、現在の取組状況も踏まえて検討してまいります。</p>	59	E
10	<p>道立高校における配慮・支援の不足、教員の障がいに関する知識の不足を指摘する声が多かった。⑥障がいの特性に配慮した教育の充実・⑦研修、調査研究の充実に一部記載があるが、既存の取組では不十分と思われるため、「強化」まで踏み込んで記載としてほしい。</p>	<p>特別支援教育課と連携し、障がいの特性に配慮した教育の充実や研修等の充実に努めてまいります。</p> <p>なお、いただいたご意見につきましては、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	62	B

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方		
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分	
11	「短期入所等のサービス提供を行う事業所の増加に向けた取組を進める」とあるが、本人や家族が北海道に期待したいのは、増加に向けた努力のプロセスではなく、施設数の増加という結果であり、記載の表現としては、他の項目のように「事業所の整備を促進します」など、踏み込んだ記載として欲しい。	医療機関に聞き取りをしたところ、短期入所については、報酬が低いことを課題に上げているところが多い状況であり、事業所の整備が促進されるよう、令和6年度に実施される国の報酬改定の動向を注視しつつ、引き続き、国に対し、報酬単価の改善などの措置を講じるよう要望してまいります。  なお、いただいたご意見につきましては、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。	71	B
12	「自立支援医療を適切に受けられるよう、道、市町村及び医療機関が連携し」とあるが、精神通院の受給者証発行台帳など、市町村の事務に必要な情報が依然として紙媒体による送付が基本とされており、自治体の事務処理に多大な時間と労力を要し、住民への速やかな送付等に支障をきたしている。このため、障害分野に係る保健所の ICT化に向けた取組を加えて頂きたい。	自立支援医療（精神通院医療）の支給認定等に係る手続きについては、法令等に基づき市町村等と連携し実施をしているところですが、いただいた御意見につきましては、住民サービスの向上や行政の効率化のため、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。	74	C
13	福祉事業所の事業主が悪質な、成年後見人であった場合、障害年金の着服が横行してしまう。成年後見人には、毎年の会計監査が必要である。  また、各福祉事業所に、道職員による毎年の査察・視察を行うべきである。	成年後見人は、家庭裁判所の監督を受けており、裁判所は、定期的な報告が求めるほか、随時に報告を求め、報告内容や添付資料に基づき、後見事務の執行状況を確認することとなっております。	29	D
14	障がいのある人の現状に、APD（聴覚情報処理障がい）、化学物質過敏症、電磁波過敏症、等も加えるべき。	本計画においては、障害者総合支援法において、障がいの定義に「身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む。）、政令で定める難病等により障がいがある者で		

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方		
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分	
		さいじじょう 18歳以上のもの」とされていることから、これら しょう ひと げんじょう を障がいのある人の現状としているものです。		
		11	D	
15	せいねんこうけんじん 成年後見人が、しょう しゃ しょうがいねんきん 障がい者の障害年金 よちよきん ちやくふく じれい あと た や預貯金を着服する、事例が後を絶たな あにい せいねんこうけんじん すず いので、安易に成年後見人を勧めるべき な では無い。	ほんにん かんけいしゃどう けんりようごしえん せいねんこうけん 本人や関係者等から権利擁護支援や成年後見 せいど かん そうだん う ぼめん ひつよう 制度に関する相談を受ける場面においては、必要 おう せんもんてきじよげんどう かくほ てきせつ に応じて専門的助言等を確保しながら、適切に そうだんたいおう 相談対応ができるよう市町村の体制整備を支援 します。	29	C
16	せいねんこうけんじん 成年後見人に「しゅうきょうだんたい しんじや 宗教団体の信者は はぶ とう じっこう たいさく ひつよう 省く」、等の実効ある対策が必要である。	せいねんこうけんじん みるぼう きてい もと かつてい 成年後見人は、民法の規定に基づき、家庭 さいばんしょ てきにんしゃ せんにん しょうち 裁判所が適任者を選任するものと承知しており ます。	29	D
17	ほけんふくし ぶふくしきょくしょう しゃ ほけんふくし 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉 か けんりようご すいしん ぎやくたい ぼうし 課は、「権利擁護の推進・虐待の防止」 とな じっこう たいさく なに を唱えるだけで、実効ある対策を何も じっち 実地していない。	ごいけん しゃ こんご どう いただいた御意見については、今後の道におけ しょう ふくししきくじっし さんこう る障がい福祉施策実施のための参考とさせてい ただきます。	27	C
18	どうない とつきゅう ていしゃ えき 道内の特急が停車する駅でさえも、エ レベーターの無い駅が多いので、車椅子 な えき おお くるまいす の障がい者が、道内の主だった観光地を しょう しゃ どうない おも かんこうち 廻る事も、事実上困難である。 みち かくえき せつち 道からJRの各駅にエレベーターを設置 する為の補助金を出すべきであり、 くるまいす しょう しゃ の お かのう 車椅子の障がい者が乗り降り可能な ふくし こうにゅう ほじょきん だ 福祉タクシーの購入に補助金を出すべ きである。	しょう ひと こうれいしゃ たよう かつがた 障がいのある人や高齢者など、多様な方々が あんしん かいてき りよう かんきょう せいび 安心・快適に旅行できる環境を整備するため、 かんこうかんれんじぎょうしゃどう か とりくみ 観光関連事業者等によるバリアフリー化の取組 を推進しています。	81	C
19	せかいてき しょう しゃ だつしせつ じっこう 世界的にも障がい者の脱施設が実行 されている。北海道においての具体的な けいかく なんねんかん たっせい かんが 計画や、何年間で達成できるかを考え、 はっぴよう ほ もんだい さ とお 発表して欲しい。この問題は避けては通 れない道である。	れいわ ねんど ちいきせいかつい こうしやすう もくひよう 令和8年度の地域生活移行者数の目標につい ては、れいわ ねんど けいわ ねんど じつせき さん 令和2年度から令和4年度までの実績を算 しゅつ せつてい しょう しゃ じゅうどか こうれいか 出し設定しており、障がい者の重度化・高齢化 ふ ちいきいこう しえん やかん を踏まえた地域移行の支援にあたっては、夜間を ふく しえんたいせい せいび きょうどうせいかつえんじよ 含めた支援体制が整備されている共同生活援助 じぎょう ぞうかどう くに きほんししんこうりよ れいわ ねんど 事業の増加等や国の基本指針考慮し、令和11年度		

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方	
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分
		もくひょうち せつてい の目標値を設定しています。	
		86	B
20	インクルーシブ教育を、北海道としてどのように進めて行こうとしているか、話し合いは行っているのか聞きたい。	ほんねんどさくてい とくべつしえんきょういく かん 本年度策定した「特別支援教育に関する基本方針」に掲げる施策の具体化に向け、有識者で構成する「今後の特別支援教育の在り方検討会議」を開催し、本道におけるインクルーシブ教育システムの推進に向けた今後の施策の方向性について検討を行っており、検討内容を踏まえ、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるように、連続性のある多様な学び場の一層の充実・整備を進めるとともに、子どもの教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直すことができるよう、学校、保護者及び市町村教育委員会の関係者で共通理解を図ってまいります。	
		63	E
21	職員やホームヘルパーが来ないという事は、賃金の問題もあるが、子どもの時から障がい児者とふれあっていない人が多すぎる。少子化が進んでいるので、一般の学校でも人数的な余裕があるので、障がい児も同じ教室で学ぶことが大切だと思う。北海道としてこの現実をどうとらえているのかを教えてください。	ほっかいどう 北海道においてはこれまでも、特別支援学校と地域の小・中学校、高等学校との間で、小・中学校内では通常の学級と特別支援学級との間で、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶ交流及び共同学習を実施し、障がい者理解を進めてきたところであり、今後もその意義を踏まえ、各学校における適切な実施に努めてまいります。	
		63	E
22	例年になく虐待事案が報道されました。知的障がい者も当然意思はあり、ただ上手に表せないだけだということを改めて皆さんに認識してほしい。	ぎゃくたい しょう ほう ぞんげん がい 虐待は、障がいのある方の尊厳を害するもので、決して許されないものであり、障がいのある方に寄り添った虐待防止に向けた取組を一層進めてまいります。	
		28	B

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方		
		けいかくあん ペーじ 計画案の頁	くぶん 区分	
23	<p>人材の確保など有効に利用できると思われ ます。専門性に欠けるといふ欠点はあ るとおもいます。広域で人口が少ない 地域に限らず、障がい者だけでなく、 高齢者、子どもを中心に地域の方々が 誰でも交流できるような場は、今後 必要になっていくと思ひます。</p> <p>地域のボランティアなどに丸投げする ことなく、地域支援拠点や相談室など を中心に、北海道がしっかり後方支援 する組織を作つて欲しいです。</p>	<p>道では、住民が集い支え合う交流の場 である共生型地域福祉拠点の設置を推 進しており、今後とも地域共生社会の 実現に向けた相互扶助の仕組みづく りを含む市町村の包括的な支援体制 の整備に対し支援してまいります。</p>	31	C
24	<p>インクルーシブ教育について明記し ていることは評価いたします。</p> <p>障がいのある息子は、札幌市と地方 都市で特別支援学級に在籍していま した。</p> <p>札幌市では普通学級との交流がまま ならないですが、地方都市では学校行 事を中心に、当たり前前に他の児童と 接する機会がありました。</p> <p>いっしょに学ぶことで、子どもたち の障がいに対する理解も進み、偏見の ない大人に育つてくれると信じていま す。</p>	<p>今後も障がいのある子どもが、地域 の保育、教育等の支援を受けられる ようにすることで、障がいの有無に かかわらず、すべての児童が共に成 長できるよう、地域社会への参加や 包容(インクルージョン)を推進して まいります。</p>	63	B
25	<p>特別支援学校の狭隘化について危惧 しています。十分なスペースの確保を お願いいたします。</p>	<p>今後も、児童生徒数の推移や、施設 の老朽化の状況、学校・地域の実 情、近隣の学校配置の状況等を 総合的に勘案しながら検討し、空 校舎・教室の活用などを含め、教 室不足解消に向けた対策を講じて まいります。</p>	69	C
26	<p>障がい特性に特化したアセスメント を実施し、その結果を基に支援計画 を作成、課題設定してください。</p> <p>定型発達達の進路選択には模試の結 果も</p>	<p>道では、障がいのある子どもとその 家族への支援が身近な地域で受け られるよう、乳幼児健康診査など の母子保健サービスや子育て支 援等の中での早期相談、障がい のある子</p>		

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方		
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分	
	<p>さんこう しょう じ きょういん 参考としますが、障がい児は、教員の けいけん ほごしゃ おも き 経験や保護者の思いだけで決めてしまう けいこう しゅうろう 傾向があり、就労スキルがあっても見過 ごされ、にゅうしょ せいかつかいご かよ ごされ、入所や生活介護に通うケースも あります。とてももったいな おも あります。とても勿体無いことだと思 います。しちょうそんまか ちいきかかき しょう 市町村任せでは、地域格差が生じ てしまいますので、どうかごけんとう ねが 検討をお願いします。</p>	<p>はったつしえん ちやくもく せんもんてき しえん もの発達支援に着目した専門的な支援など、 しちょうそん ほうかつてき こ はったつしえん 市町村において、包括的な子どもの発達支援の たいせい せいび はか しえん 体制の整備が図られるよう支援することとして います (P63)。 ごしてき きゃつかんてき しひょう ひょうか 御指摘いただいた客観的な指標や評価 (アセ ズメント) に基づく各種支援計画等の策定や しちょうそん ちいきかかき ぜせいとう 市町村における地域格差の是正等につきまして は、じょうき とりくみ すず うえ こんご さんこう 上記の取組を進める上での、今後の参考とさ せていただきます。 なご どうりつとくべつしえんがっこう かにい なお、道立特別支援学校においては、家庭や ふくしじぎょうしよとう かんけいきかん れんけい 福祉事業所等の関係機関と連携するとともに、 ふくすう きょういん しょう こ じつたい 複数の教員で障がいのある子どもの実態を ためんてき はあく こべつ きょういくしえんけいかくおよ こべつ 多面的に把握し、個別の教育支援計画及び個別 のしどうけいかく さくせい しゅうろう 指導計画を作成しているほか、就労について しよくぼとう たいけんじつしゅう おこな きぎょう じぎょうしよ も、職場等での体験実習を行い、企業や事業所 から子どもはたら ちから ひょうか の働く力について評価をしてもら い、そのけつか りょうけいかく しんろしどうとう ほんえい 結果を両計画や進路指導等へ反映させ ておりますが、ごしてき てん ふ つづ しょう 御指摘の点も踏まえ、引き続き障 がいのある子どもひとりひとり とくせいとう ていねい がいのある子ども一人一人の特性等を丁寧 に はあく しどう しえん じゅうじつ はか 把握し、指導や支援の充実を図ってまいります。</p>	63	C
27	<p>だい れいわ ねんど れいわ ねんど せい 「第6 令和8年度・令和11年度の成果 もくひょう そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうかどう 目標 8 相談支援体制の充実・強化等に 関するもくひょう」については、どうない きょういく 道内の教育、 ふくし いりょう ちいきかかき な 福祉サービス、医療の地域格差を無くし てください。</p>	<p>ちいき そうごうそうだん せんもんそうだん やくわり にな 地域における総合相談や専門相談の役割を担 うきかんそうだんしえん 基幹相談支援センターについては、すべての しちょうそん せつち もくひょう きぼう しょう 市町村に設置することを目標とし、希望する障 がいのしゃ あんしん ちいき く しゃかい 者が安心して地域で暮らせる社会づくりを すす 進めます。</p>	90	B
28	<p>もくひょう たい R 8 目標である 2.5%に対し、R 9 もくひょう ばい じょう せつてい ～R11 の目標を 6%と倍以上に設定 するごんきょ ふめい こと根拠が不明である。 くにせつていもくひょう たつせい 「国設定目標を達成すること」を もくひょう にゅうしよしせつうんえいじぎょうしよ 目標とするのは、入所施設運営事業所 にとつてもあつりよく う 圧力となり得ることから</p>	<p>れいわ ねんど ちいきせいかつこうしゃすう もくひょう 令和8年度の地域生活移行者数の目標につい ては、れいわ ねんど れいわ ねんど じつせき 令和2年度から令和4年度までの実績を さんしゆつ せつてい しょう 算出し設定しており、障がい者のじゅうどか 重度化・ こうれいか ふ ちいきいこう しえん 高齢化を踏まえた地域移行の支援にあたっては、 やかん ふく しえんたいせい せいび きょうどう 夜間を含めた支援体制が整備されている共同 せいかつえんじよじぎょう ぞうかどう くに きほんししん こうりよ 生活援助事業の増加等や国の基本指針を考慮し、</p>		



ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かた 意見に対する道の考え方	
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分
	ほっかいどう じつじょう てき けいかく さくてい 北海道の実情に適した計画を策定してほしい。	れいわ ねんど もくひょうち せつてい 令和11年度の目標値を設定しています。	
		86	B
29	にゆうしょしせつ ちいき れんけい と 入所施設は地域との連携を取っており、「地域生活への移行」＝「グループホームへのシフト」を施策に掲げることがそもそも不要と考える。 にゆうしょしせつ ちいき かぞく こうりゆう 入所施設と地域・家族との交流や れんけい おお すず しさく ひつよう 連携をさらに推し進める施策が必要である。	れいわ ねん がつ しょうがいふくし どう 令和6年4月からの障害福祉サービス等 ほうしゅうかいてい そうだんしえんおよ しょうがいふくし 報酬改定により、相談支援及び障害福祉サービ じぎょうとう たんとうしゃかいぎおよ こべつ ス事業等において、サービス担当者会議及び個別 しえんかいぎ ほんにん しんしん じょうきょうとう 支援会議において、本人の心身の状況等により やむを得ない場合を除き、障がい者本人の参加 を原則とするなど、本人の意向を確認することと なり、障がいのある方の意志や自己決定を確認 し、「希望するすべての障がい者が安心して地域 で暮らせる社会づくり」を目指して、障がいの ある人の態様に応じた意思決定を尊重した支援 を進めることとしております。	
		46	D
30	こんご かそく しょうしこうれいか いりよう 今後も加速する少子高齢化により医療 しえん せいかつかいじょ いまいじょう ひつよう 支援や生活介助が今以上に必要になる りようしゃ ふ 増えることが予想されるので、 そこに対応する施策が必要。 みと き かんが おお 看取り期を考えたときに、多くの しよくいん しせつ きぼう どうぜん 職員がいる施設を希望するのは当然で にゆうしょきぼうしゃ げんしょう かんが あり、入所希望者が減少するとは考え にくい。高齢になっても安心して暮らせ る、また親が安心して託せる施設の維持 ひつよう は必要である。	れいわ ねん がつ しょうがいふくし どう 令和6年4月からの障害福祉サービス等 ほうしゅうかいてい そうだんしえんおよ しょうがいふくし 報酬改定により、相談支援及び障害福祉サー じぎょうとう たんとうしゃかいぎおよ ビス事業等において、サービス担当者会議及び こべつしえんかいぎ ほんにん しんしん じょうきょうとう 個別支援会議において、本人の心身の状況等 によりやむを得ない場合を除き、障がい者本人 さんか げんそく ほんにん いこう かくにん の参加を原則とするなど、本人の意向を確認す ることとなり、障がいのある方の意志や自己 けつてい かくにん きぼう しょう しゃ 決定を確認し、「希望するすべての障がい者が あんしん ちいき く らせる しゃかい めざ 安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指し て、障がいのある人の態様に応じた意思決定を そんちょう しえん すず 尊重した支援を進めることとしております。	
		46	C
31	げんざい い しけつていしえん 現在の意思決定支援ガイドラインには ちてきしょう じしゃ い しけいせいしえん 知的障がい児者に対する意思形成支援、 い しひょうしゅうしえん こんぼんてき しえん 意思表出支援などの根本的な支援の ないよう か ちてきしょう じしゃ 内容に欠けている。知的障がい児者の けんり ようご 権利を擁護するために、ガイドラインの じゅうじつ しえん あ かた けんとう 充実や支援の在り方について検討する	れいわ ねん がつ しょうがいふくし どう 令和6年4月からの障害福祉サービス等 ほうしゅうかいてい そうだんしえんおよ しょうがいふくし 報酬改定により、相談支援及び障害福祉サービ じぎょうとう たんとうしゃかいぎおよ こべつ ス事業等において、サービス担当者会議及び個別 しえんかいぎ ほんにん しんしん じょうきょうとう 支援会議において、本人の心身の状況等により やむを得ない場合を除き、障がい者本人の参加 げんそく ほんにん いこう かくにん を原則とするなど、本人の意向を確認することと	

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方	
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分
	ば とう 場を設けてほしい	なり、障がいのある方の意志や自己決定を確認し、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指して、障がいのある人の態様に応じた意思決定を尊重した支援を進めることとしております。	
		29	C
32	しゅちやう しょう しゃ いけん 主張ができる障がい者の意見は、 とうじしゃいけん ぎやうせい と あ 当事者意見として行政に取り上げても らえることがあるが、知的障がい児者、 とく じゅうど しょう しゃ いけん き 特に重度の障がい者の意見は聞かれる ことが少ないと感じている。 しせつ かぞく ぎやうせい ちやくせつ 施設や家族にこれまで行政から直接 と問われる機会はなく、その機会をぜひ設 けてほしい。	ほっかいどう しょう しゃ けんりようご かん 北海道では、障がい者の権利擁護に関する しきく そうごうてき すいしん ちやうさしんぎ 施策の総合的な推進について調査審議するため、 けんりようごぶかい せっち しょう かつ 権利擁護部会を設置し、障がいのある方や ほごしゃだんたいどう かつ いいん さんかく 保護者団体等の方に委員として参画いただいて いるところであり、また、この度の計画策定にあ たっては、障がいのある人やその家族、福祉 かんけいしゃ ちいきじゅうみん かつどう ひろ いけん き 関係者、地域住民の方等から広く意見を聞き けいかく ほんえい むくてき 計画に反映させることを目的とし、タウンミーテ ィングを開催し、いただいた御意見を反映させて おります。今後とも様々な機会を通じ、ご意見を うかが 伺ってまいります。	
		30	C
33	しせつ 施設はもうひとつの我が家であり、 にゆうきよしやどうし しょくいん つく 入居者同士、職員とで作ってきたコミュ ニティがある。その施設での生活を じゅうじつ けんりようご 充実することが権利擁護ではないか。	れいわ ねん がつ しょうがいふくし とう 令和6年4月からの障害福祉サービス等 ほうしゅうかいてい そうだんしえんおよ しょうがいふくし 報酬改定により、相談支援及び障害福祉サー びす事業等において、サービス担当者会議及び じぎょうとう たんとうしゃかいぎおよ 個別支援会議において、本人の心身の状況等 こべつしえんかいぎ ほんにん しんしん じやうきやうとう によりやむを得ない場合を除き、障がい者本人 え ばあい のぞ しょう しゃほんにん の参加を原則とするなど、本人の意向を確認す さんか げんそく ほんにん いこう かくにん ることとなり、障がいのある方の意志や自己 しょう かつ いし じ こ 決定を確認し、「希望するすべての障がい者が けつてい かくにん きぼう しょう しゃ 安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指し あんしん ちいき く しゃかい め ぎ て、障がいのある人の態様に応じた意思決定を しょう ひと たいやう おう い しけつてい 尊重した支援を進めることとしております。 そんちやう しえん すず	
		46	E
34	ちてきしょう しゃ りやういくてちやう 知的障がい者で療育手帳 B の たいしょうしゃ おお せいかつ うえ いりやうひ 対象者の多くは、生活する上で医療費が	どう じゅうどしんしんしょう しゃいりやうきゅうふじぎやう 道の重度心身障がい者医療給付事業において じゅうど はんだん た しょう きんこう こうりよ 重度の判断は他の障がいとの均衡を考慮し、	

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方		
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分	
	おも ふたん けいげん じつげん 重い負担になっているので、軽減を実現 してほしい。2022年12月に医療費軽減 に関する要望書を提出したが、引き続き 道として取り組みを継続してほしい。	しよとくぜいほう とくべつしやうがいしやこうじょ じゆんきよ 所得税法の特別障害者控除に準拠していると ころであり、知的障害については「IQおおむね 35以下」等の方を助成対象としております。 道では事業実施主体の市町村のご意見や全国 の自治体の事業内容等を確認しながら、事業運営 に努めるとともに、国の制度として障がい者 医療費助成制度を創設するよう要望している ところです。	74	C
35	しえんいん じゆうぎよういん ほうしゆう ろうどう 支援員、パート従業員の報酬、労働 条件（休暇取得・労働時間等）など、他 業態との比較も含め人材確保が可能な 報酬面と労働条件の向上は必須であ り、行政の支援が必要。早急に取り組ん でほしい。	どう らいねんどじつし ほうしゆうかいてい 道では、来年度実施される報酬改定におい て人員配置基準や報酬額について必要な改善を 図ることなどを他県と連携しながら国に要望し ています。	60	B
36	ぼくじしん はったつしやうがい ふとうこう 僕自身が発達障害があつて不登校で す。お母さんに代わりに書いてもらって ます。学校が合いません。理解されませ ん。助けて貰えません。障害者学級の中 だと違うし、普通の教室は先生に怒られ てばかりで辛いです。通級は週一なの でもっと行きたいです。	どう こ ひとりひとり きやういくてき 道では、子ども一人一人の教育的ニーズに 的確に答える指導を提供できるよう、多様な学 びの場の一層の充実をはかるとともに、教育相談 や支援体制の整備を進めることとしています(P 69)。 道としては、上記の取組の中で、引き続き特別 支援教育に関する相談支援体制等の強化を図り たいと考えていますが、御意見としていただ いた通級による指導の実施回数につきましては、 まずは在学中の学校等と十分に相談いただく ほか、お住いの市町村の教育委員会や道立特別 支援教育センターといった相談窓口の利用も 御検討いただければと思います。	69	B

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方		
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分	
37	しょうがい ひと しょく つ 障害のある人が職に就きづらいとい げんじつもんだい おも しょうがい う現実問題があると思います。障害があ ることで差別されたり、障害というもの だけを見てその人自身を見ず、その人の よ 良いところに気づけていないと思いま す。	しょう ひと しゅうろう きぼう ちいき 障がいのある人の就労は、希望する地域で、 ほんにん いよく しょう とくせいとう おう たよう はたら 本人の意欲や障がい特性等に応じた多様な働 きかけが可能となるよう、社会全体で応援する体 せい じゅうよう ひ つづ いよく とくせい 制づくりが重要であり、引き続き、意欲や特性 おう しゅうろうきかい かくだいとう そくしん に応じた就労機会の拡大等を促進していきま す。	33	B
		ほっかいどう しょう かん ただ ちしき しゅとく 北海道では障がいに関する正しい知識の取得 りかい ふか さまざま とりくみ や理解が深まるように様々な取組を行っていま す。 しょう ひと しゅたい しえんたいせい 障がいのある人を主体とした支援体制づくり すす ほんにん きぼう く じつげん いよく しょう を進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障 がい特性に応じた地域活動が保障される社会づ くりを推進していくため、「希望するすべての障 がいのある人が安心して地域で暮らせる社会づ くり」を目指していきます。	5	B
38	もっと しょうがい ひと し 障がいのある人について知り たい・知ってもらったらいと思う	さいがいつき しょう ひととう ひなん 災害時における障がいのある人等の避難 しえん じっこうせい かくほ む ひなんこうどうようしえんしゃ 支援の実効性の確保に向け、避難行動要支援者の こべつひなんけいかくさくせい すす しちょうそん しえん 個別避難計画作成が進むよう、市町村を支援する とともに、道が策定した「災害時における高齢者・ しょう しゃとう しえんたいさく てび 障がい者等の支援対策の手引き」などにより、 しちょうそんとう かんけいきかん かんけい だんたい とりくみ そくしん 市町村等の関係機関や関係団体の取組を促進す ることとしています。	82	B
		い しそつうしえんしゃ はけん いま いじょう 意思疎通支援者の派遣を今まで以上に じゅうじつ ほ 充実させて欲しい。	い しそつうしえんしゃ はけん どう しちょうそん 意思疎通支援者の派遣については、道、市町村 がそれぞれの役割を担った上で関係機関と連携 し、道内の意思疎通支援の向上を図るとともに、 どうない い しそつうしえん こうじょう はか 派遣体制が整備されていない市町村について かだい はあく つと たいせい せいび む はたら 課題の把握に努め、体制の整備に向けた働きか けに努めることとしています。	79
39	ようはいりよしや こべつひなんけいかくさくせい 要配慮者への個別避難計画作成につい いりょうてき じしゃ じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃ て、医療的ケア児者、重症心身障害児者 じょうきょうちようさ どうよう かくじちたい しゅたい の状況調査と同様に、各自治体が主体 となり、誰がどこに住んでいて、どのよう な支援が必要の実態調査及び個々に応じ た災害時の個別避難計画を作成してくだ さい。	さいがいつき しょう ひととう ひなん 災害時における障がいのある人等の避難 しえん じっこうせい かくほ む ひなんこうどうようしえんしゃ 支援の実効性の確保に向け、避難行動要支援者の こべつひなんけいかくさくせい すす しちょうそん しえん 個別避難計画作成が進むよう、市町村を支援する とともに、道が策定した「災害時における高齢者・ しょう しゃとう しえんたいさく てび 障がい者等の支援対策の手引き」などにより、 しちょうそんとう かんけいきかん かんけい だんたい とりくみ そくしん 市町村等の関係機関や関係団体の取組を促進す ることとしています。	82	B
		い しそつうしえんしゃ はけん いま いじょう 意思疎通支援者の派遣を今まで以上に じゅうじつ ほ 充実させて欲しい。	い しそつうしえんしゃ はけん どう しちょうそん 意思疎通支援者の派遣については、道、市町村 がそれぞれの役割を担った上で関係機関と連携 し、道内の意思疎通支援の向上を図るとともに、 どうない い しそつうしえん こうじょう はか 派遣体制が整備されていない市町村について かだい はあく つと たいせい せいび む はたら 課題の把握に努め、体制の整備に向けた働きか けに努めることとしています。	79
40	い しそつうしえんしゃ はけん いま いじょう 意思疎通支援者の派遣を今まで以上に じゅうじつ ほ 充実させて欲しい。	い しそつうしえんしゃ はけん どう しちょうそん 意思疎通支援者の派遣については、道、市町村 がそれぞれの役割を担った上で関係機関と連携 し、道内の意思疎通支援の向上を図るとともに、 どうない い しそつうしえん こうじょう はか 派遣体制が整備されていない市町村について かだい はあく つと たいせい せいび む はたら 課題の把握に努め、体制の整備に向けた働きか けに努めることとしています。	79	B
		い しそつうしえんしゃ はけん いま いじょう 意思疎通支援者の派遣を今まで以上に じゅうじつ ほ 充実させて欲しい。	い しそつうしえんしゃ はけん どう しちょうそん 意思疎通支援者の派遣については、道、市町村 がそれぞれの役割を担った上で関係機関と連携 し、道内の意思疎通支援の向上を図るとともに、 どうない い しそつうしえん こうじょう はか 派遣体制が整備されていない市町村について かだい はあく つと たいせい せいび む はたら 課題の把握に努め、体制の整備に向けた働きか けに努めることとしています。	79

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方		
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分	
41	<p>していなんびょう かず れいわ 指定難病の数についてですが、令和3 年11月に366、また令和6年4月には369 となるのではないかと思います。こちら についてご確認いただきまして、記載 内容についてご検討下さい。</p>	<p>こうせいろうどうしょうおよ かにちちよう れいわ 厚生労働省及びこども家庭庁において、令和 5年12月8日付けで告示があり、障害者総合 支援法の難病の対象となる疾病数は令和6年 4月1日から369疾病に見直しが行われるた め、御意見のとおり修正します。</p>	13	A
42	<p>けいかくしよない くわはく 計画書内のページに空白が入っています。 (10ページ、21ページも一部体裁がず れているようです)</p>	<p>だい しょう こうもく か かん 第1～6章の項目が変わるページに関して は、ページ区切りとして整理しているため空白と しています。</p>	10	E
43	<p>ほっかいどうしょうがいしゃかいごきゅうふひどうふふく 「北海道障害者介護給付費等不服 審査会」の審査を通じ、障がいのある人 の障害福祉サービスの利用が適正に 確保されるよう努めます。」について、② 障がいのある人に対する理解の促進の 内容でよいでしょうか。(1)の権利擁護 に当てはまるような内容にも思います。 ご検討ください。</p>	<p>こくみん けんりりえき きゅうさい ほか ぎょうせい 「国民の権利利益の救済を図る」という行政 不服申立制度の趣旨に鑑み、(4)②理解の促進 －障がいのある人に対する理解の促進ではな く、(1)権利擁護の推進・虐待の防止に記載 することが適当な内容ですので、御意見のとおり 修正します。</p>	28	A
44	<p>ぶん かげいじゅつかつどう しょうがい スポーツや文化芸術活動、また、生涯 学習についての推進はとても重要で、 支える視点のみならず、ともに活動でき る場を増やしていく視点、学校教育同様 にインクルーシブな場として視点などは どのようにとらえられるでしょうか。特 に広域である北海道において、地方地域 ほど社会資源が限られており、障がいの ある方のみでの活動には限界があると思 います。内容に含まれているようにもと められますが、推進していただければ と思います。</p>	<p>ちいき おこな さまざま ぎょうじ じゅうみんかつどう 地域で行われる様々な行事や住民活動につ いて、地域社会の一員である障がいのある人た ちが参加しやすいよう、主催者が企画の段階から 障がいのある人の参画や合理的な配慮が促進さ れるよう、様々な機会をとらえ周知に努めること としているほか、障がいのある人と地域住民が ともに地域のコミュニティづくりを推進する 観点から、共生型事業を活用し、障がいのある 人と地域住民等が交流する場の整備を促進す ることとしています。</p>	75	B

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方		
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分	
45	せいねんこうけんせいど ひつよう ひと あんしん 成年後見制度を必要とする人が安心して りよう せいいねんこうけんりようじよせい 利用できるように、成年後見利用助成 じぎょう かつよう うなが 事業の活用を促すとされているが、 しちょうそんもう た いがい ほんにん しんぞく 市町村申し立て以外で、本人または親族 もうした ばあい せいねんこうけんにんどう しゅうにんご 申し立ての場合、成年後見人等の就任後の こうけんにん ほうしゅう しょうがいき そ 後見人などの報酬について、障害基礎 ねんきん ししゅつ きわ こんなん 年金からの支出は極めて困難であり、そ てん りようそくしん さまた の点が利用促進の妨げになっているの ではないか。	しちょうそん こうけんにん ほうしゅう じよせい 市町村においては、後見人への報酬を助成す せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう じっし どう る成年後見制度利用支援事業を実施しており、道 しちょうそん じつじょう おう しちょうそんちょうもうした では市町村の実情に応じて、市町村長申立て いがい もうした たいしゅう じぎょう じゅうじつ 以外の申し立ても対象とするよう事業の充実を うなが 促しています。	29	B
46	ちゅうかくきかん こういき ほうかいどう 中核機関についても、広域な北海道の ちいきとくせい きのう は 地域特性もあり、その機能はまだまだ果 たされてないと かんが ほうかいどう 考える。北海道が めざ しちょうそん せっち ちゅうかくきかん 目指す、市町村が設置する中核機関の たいせい せいび たいせい 体制・整備はどのようなものなのか、体制 せいび げんじょう や整備について現状のどこをどのよう せいび けいかく おし に整備する計画なのか教えていただきたい。	ほんどう ちいきしげん へんざい しょうきぼしちょうそん 本道では地域資源の偏在や小規模市町村が おお ちゅうかくきかん せいび じかん 多いことなどにより、中核機関の整備に時間を よう しょう ふうすう しちょうそん きょうどう 要しているため、道では複数の市町村で共同し ちゅうかくきかん せっち じんざいかくほ めん て中核機関を設置するなど、人材確保などの面 こうかてき こうりつてき せいび む しちょうそん はたら で効果的・効率的な整備に向け、市町村へ働き かけをおこな を行っています。	29	B
47	はったつしょうがいしやけいはつしゅうかん せかいじへいしょうけい 発達障害者啓発週間・世界自閉症啓 はつ さい 発デーの際に、「ライト・イット・アップ・ ブルー」・「セルフサイン首長リレー」 かつどう とく かいし どうない の活動に取り組んでおります。毎年、道内 かくち しゅちょうさま きょうりよく 各地の首長様にも協力いただきてお ります。 いっばんし じん みなさま しょう りかい けいはつ 一般市民の皆様への障がい理解・啓発 のため、是非、北海道知事にも「セルフ サイン首長リレー」にご協力頂 け ますよう、お願いいたします。 ※同趣旨の意見 ほか3件	どう おお どうみん はったつしょう じへいしょう 道では、多くの道民に発達障がい（自閉症、 じへい しょう ふく ただ りかい 自閉スペクトラム症を含む。）を正しく理解し ていただくため、各種フォーラムやパネル展等を かいさい かつしゅ てんどう 開催するなどして、発達障がいに関する普及啓 はつかつどう すいしん 発活動を推進することとしています（P72）。 ごしてき かつどうとう じょうき とりくみ 御指摘の活動等につきましては、上記の取組を すす うえ こんご けんとうかだい 進める上での、今後の検討課題とさせていただきます。	72	C

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方	
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分
48	ぎようめ しえん ひせいど きさい 6行目から「支援費制度」が記載されて いる。9行目から法律が変わったことを 記載しているが、支援の制度が変わった ことが記載されておらず、沿革を記載し た内容としてバランスが悪い。後段で、 しょうがいしゃじりつしえんほう しょうがいしゃそうごうしえん 障害者自立支援法また障害者総合支援 法より、きゅうふせいど へんこう 給付制度が変更となった旨を 記載した方がよい。	けいかくさくてい しゅし かん じけいれつ きさい 計画策定の趣旨に関しては、時系列に記載して いるため、ご理解いただきますようお願いいたし ます。	4 E
49	ちいき せいかつ ひつよう 「地域で生活するための必要なサービ ス基盤を整備し、その家族の負担を軽減 する取組を進めています。」とあります が、この文に主語となる「誰が」の記載は ありません。北海道が取組を進めるので すか。現状から考えて、北海道が直接 取組を進めるとは思えないのですが。	しょう ふくし じっししゅたい しちようそん 障がい福祉サービスの実施主体は、市町村が 基本的な単位となっていますが、道では、 じゅうどしんしんしょう しゃ たい しちようそん じっし い 重度心身障がい者に対し市町村が実施する医 療 給付事業 への助成や在宅の重症心身障 がい児者を対象とした医療的ケアに要する費用 への補助事業を実施するなどして、重症心 身障がい者等の地域生活に必要な基盤の整備や ふたんけいげんとう とりくみ すず 負担軽減等の取組を進めています。	20 E
50	しょう ふくしけんいき せっち ちいき 「障がい福祉圏域に設置した地域づ くり委員会」とあるが、地域づくり委員会 は、各振興局（総合振興局）ある14地域 に設置しているのであって、21ある障が い福祉圏域に設置しているのか関係性が わかりにくい。	ちいき じいんかい しょう ふくしけんいき 地域づくり委員会は21障がい福祉圏域を じょうれい もと けんいき くぶん そうごう 条例に基づく14圏域に区分し、14の総合 振興局及び振興局の所管区域に設置している ため、「障がい福祉圏域」の表記を「条例第41 条の規則で定める圏域（総合振興局及び しんこうきょく しゃんくいき ひょうき じゅうせい 振興局の所管区域）」に、表記を修正します。	24 A
51	けんいき せいびりょう 「圏域ごとにサービスの整備量を ちょうせいしながら」とあるが、障がい福祉 圏域に調整できるような組織機関はな いと思うが、どこがどのように行うの か。 ※同趣旨の意見 他4件	どうない けんいき しょう ふくしけんいきけんらくきょう 道内21圏域に障がい福祉計画等圏域連絡協 議会を設置し、推進上の課題等について、分析、 ひょうか けんい こうかてき すいしん つと 評価し、計画の効率的な推進に努めているとこ ろです。	24 E
52	はったつしょうがい 発達障害について、「新規の患者は受 けられない」と言う病院が多い。そのよ	どう はったつしょう かん くだい 道では、発達障がいに関する課題について、 かんけいきかん じょうほうきょうゆう はか ちいき じつじょう おう 関係機関と情報共有を図り、地域の実情に応	

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方	
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分
	<p>うな中、「障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。」とあるが、特に児童精神科医などの専門医が少ない北海道において、どのように推進を図るのか。</p>	<p>じた支援体制等について、発達支援推進協議会において、意見交換を行い充実を図ることとしています（P72）。</p> <p>御指摘の点につきましては、道内のみならず、全国的な課題として、国においても各種施策等を実施・検討している状況ですので、国の動向も踏まえつつ、当該協議会等での意見交換等を通じて、必要な施策を検討したいと考えています。</p>	
		72	C
53	<p>私の息子は知的障害を伴う自閉症で、平日は親が送迎し自宅から生活介護事業所に通所している。外出支援のサービスを受けたいが、事業所がない。そのような現状の中、「関係機関が連携を図る」ことでは、地域の支援体制の充実を図ることができないと考えるが、可能なか。</p>	<p>道では、障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、地域で生活することができるようサービス基盤の充実を図ることとしており、地域での生活等に欠かせない移動に関する支援等の充実を図ることとしています。</p> <p>障がい福祉サービスの実施主体は、市町村が基本的な単位となっていますが、道としても、広域行政の観点から、地域のニーズを適確に把握できるよう、関係機関との連携を図りながら、必要な施策を検討したいと考えています。</p>	
		65	C
54	<p>自閉スペクトラム症児者（以下、「ASD児者」という。）にとって、必要なコミュニケーションの方法やツールはあるが、現在、対象となる支援はない。本文に「障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。」とあるが、ASD児者に対応するにあたり、どのように手段を拡大するのか。</p>	<p>北海道意思疎通支援条例では、障がい者が意思疎通のために使用する手段として、障がいの特性に応じて、点字や手話のほか、絵図等の提示、身振り等の合図、ルビ、平易な又は具体的な表現等の態様の異なる数多くのものが存在することから、円滑に意思疎通を行うには、障がい者一人一人の障がい特性に応じた多様な手段についての道民等の理解の促進や、多様な手段が使いやすい環境の整備などを通じて、意思疎通支援に関する施策を総合的に推進することとしています。</p>	
		77	E



ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方		
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分	
55	みよ ちてきしょうがいしや へいさてき 身寄りのない知的障害者が、閉鎖的な しせつとう せいかつ ばあい ぎやくたい う 施設等で生活している場合、虐待を受け みずか ほっしん ていても自ら発信することができず、ま たしや ほっけん むずか ぐたいてき ぎやくたい た他者の発見も難しい。具体的に虐待 を受けていないか確認できるような仕組 み <small>こうちく しさく ひつよう かんが</small> みの構築が施策として必要だと考える。	ぎやくたい しょう かつ そんげん がい 虐待は、障がいのある方の尊厳を害するもの で、決して許されないものであり、障がいのあ る方に寄り添った虐待防止に向けた取組を一層 すす 進めてまいります。	28	C
56	ちいき いいんかい そんざい おし 「地域づくり委員会」の存在を教えて いただいたこともなく、どこにその窓口 があるのかわかりません。また、各委員会 の委員は10名以内であるが、広い振興局 （総合振興局）の範囲の相談を解決する ことは現実的に可能だとは考えられない。 ※同趣旨の意見 他1件	しょう かつ ぼごしや さまざま こま 障がいのある方やその保護者からの様々な困 りごとは、市役所・町村役場の担当課や相談支 援事業所に設置する相談窓口で相談を受け付け ており、こうした窓口でも解決が難しい問題な どについて、障がい者が暮らしやすい地域づく り委員会での協議等を行います。居住する 市町村や市町村を所管する振興局（総合 振興局）の社会福祉課にご相談ください。 また、障がい者が暮らしやすい地域づくり 委員会において協議等が必要となった場合には、 地域の支援員や弁護士、当事者等で構成する委員 によって、該当する障がいのある方が居住する 市町村等と調整し、対応することとなっております。	31	E
57	ペアレントメンターを知らない市町 村職員が「職員の対応要領の作成」を 作ることができるとは考えられない。 市町村職員の専門性をあげることが 重要であり、単に本プランに記載し働 きかけても実効性は低い。	しちょうそん たい ちいき 市町村に対しては、地域づくりコーディネータ ーが、担当する圏域の市町村の地域の協議会等 の助言・調整を行うこととしながら、具体的な 支援体制の整備等に関し、アドバイスを行って います。	64	C
58	「障がいのある人の主体的な地域づく りへの参加を促進します。」とあります が、誰がどのように促進するのですか。	ちいきせいかつしえん どう かつよう しょう 地域生活支援センター等を活用するなど、障 がいのある人が地域で交流活動ができるよう 支援を行います。	31	E

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方		
		けいかくあん ペーじ 計画案の頁	くぶん 区分	
59	ちいき にちじょうてき きかく けい 「地域で日常的に企画されるよう、啓 はつ じょうほうていきょう つと 発や情報提供に努めます。」とあります が、たん ポスターを貼ったり、ぶんしょ おく てもなん の効果もありません。どのように つと 務めるのでしょうか。	けいはつ じょうほうていきょう あ かんけいき かんどう 啓発や情報提供に当たっては、関係機関等へ つうち の通知のほか、パネル展やホームページ等を活用 することを想定しております。	31	E
60	しょう ほけんふく しけんいき 障がい保健福祉圏域は 21 であるはず であるが、14 に減らしたのか。21 にけんいき を せつてい りゆう を設定したのには理由があるはずである が、ちいき いんかい せつち しょう い 保健福祉圏域を設置には、障が ほけんふく しけんいき せつてい りゆう あ い保健福祉圏域を設定した理由は当ては まらなかったのか。	ほっかいどうしょう しゃおよ しょう じ けんりようごなら 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並 びに しょう しゃおよ しょう じ く 地域づくりの推進に関する 条例施行規則第 10 ちいき すいしん かん じょうれいしこうきそくだい 条に基づき、障害者が暮らしやすい地域づくり じょう もと しょうがいしゃ く ちいき 委員会は、「条例第 41 条で定める圏域は、総合 いんかい じょうれいだい じょう さだ けんいき そうご しんこうきよくおよ しんこうきよく しゃんくいき し くいき かく 振興局及び振興局の所管区域（市の区域を含 む。）とする。」としており、障がい福祉圏域 を ふう たいおう 含めて対応することとしています。	31	E
61	しょう しゃ く ちいき 「障がい者が暮らしやすい地域づく いんかい かい ぎょうぎ り委員会」について、課題を協議しても きょうせいりよく なか かいけつ 強制力もない中で、解決することはでき るのか。	しょう しゃ く ちいき いんかい 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会で れいねんそうだん う こうこう ほ は、例年相談を受けており、これまでに空港の保 あんけん さじょう ひつだんたいおう お しきしんこうき 安検査場での筆談対応や押しボタン式信号機の ボタン の い ち かいぜん こうこうじゅけん さい めんせつかん 位置の改善、高校受験の際の面接官によ かいじよ かいだい かいけつ る介助などの課題解決をしてくれています。 ひ つづ ひろ どうみん しゅうち いっそう かつよう 引き続き、広く道民に周知し、一層の活用を はたら 働きかけます。	31	E
62	せいど ふきゅう かくだい ほか 「制度の普及・拡大を図ります。」とあ る。ふきゅう りかい 「普及」は理解できるが、「制度の拡 だい 大」とはどういうことか。	せいど ふきゅう せいど とうろく きぎょうすう 制度の普及とともに、制度に登録する企業数の かくだい ほか 拡大を図ることを意図しています。 ごいけん ふ しゅうせい 御意見を踏まえ、修正します。	34	A

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方	
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分
62	「就職等の困難性の高い精神障がい、発達障がい、難病などの障がいのある人に対し、関係機関と連携して専門的な支援を行います。」とあるが、専門的な支援を行える関係機関とはどこか。また、専門的とは何を意味しているのか。	障がいのある方の就労支援については、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等において、障がいのある方への一般就労に向けて支援を行っています。	36 E
63	一般就労に関し、「関係機関へ働きかけます。」とあるが、関係機関とはどこのことか。	障がいのある方の一般就労に必要な支援を公共職業安定所、就労移行事業所、就労定着支援事業所、障害者就業・生活支援センター、高齢・障害・求職者雇用支援機構などと連携し、経済団体、中小企業団体等を通じ、広く企業に働きかけています。	37 E
64	特別支援学校での取組として、「推進を図ります。」とありますが、どちらも具体的な施策が書かれていません。どのように推進するのか。	障がい者雇用に関する理解促進や就労定着、生徒の進路先の拡大のため、生徒が企業に出向く現場実習や、企業の方を対象とした特別支援学校見学会を進めており、公共職業安定所や中小企業、経済団体等を通じ、企業に広く周知しながら進めています。	37 B
65	「就労の機会等を通じて生産活動に係る知識及び能力の向上が期待される高齢者等を対象として」とあるが、高齢者が就労継続支援B型事業等の対象なのか。	就労継続支援B型事業所の利用対象者は、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者としており、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の必要性を認めた場合においても利用することが可能となっています。	37 E

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方		
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分	
66	ちいきせいかつ しょう ひと 「地域生活において障がいのある人 かぞく きんきゆうじたい たいおう きんきゆう やその家族の緊急事態に対応」、「緊急 じのう 受け入れ・対応」とあるが、資源の乏 ちほう ちいきせいかつきよてんとう せいび しい地方に地域生活拠点等の整備をどの ように進めるのか。	ちいきせいかつしえんきよてん しょうそん 地域生活支援拠点については、市町村において ちいき たいせい こうちく 地域においてどのような体制を構築するかなど、 めざ せいびほうしん たいせい しょうそんきよう 目指すべき整備方針や体制について、市町村協 ぎかいとう かつよう ちいき きそん 議会等を活用し、地域のニーズ、既存のサービ の整備状況など地域の個別の状況に応じ進 めらるることとなっております。なお、複数市町村に よる共同整備の検討に当たっては、各圏域に 設置する「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」 の場の活用や、地域づくりコーディネーターが 支援することとしています。	41	B
		41	B	
67	しえん たいせい そくしん 「支援する体制づくりを促進します。」 とあるが、障がいのある人へ関係機関が れんけい しえん たいせい かんが 連携して支援する体制を考えるのであ らば、サービス等利用計画を作成した そうだんしえんじぎょうしゃ ちゅうしん かんけい きかん 相談支援事業者が中心となり関係機関 が連携して支援できる体制づくりをする かた じゅうよう しょう ひと ちよくせつ 方が重要です。障がいのある人に直接 かか かわらぬ もの ちゅうしん しえん 関わっていない者が中心となる支援 たいせい げんじつてき 体制づくりは現実的ではない。	けいかく きさい とうりよう 計画に記載していますとおり、サービス等利用 けいかくとう さくせい とくていそうだん しえん じぎょう ふく ひつ 計画等を作成する特定相談支援事業を含め、必 よう しえん おこな たいせい せいび おこな 要な支援を行う体制の整備を行うこととなっ ております。	42	B
		42	B	
68	しょうそん はいち しょうがいしゃそうだんいん 「市町村が配置する障害者相談員、 せいしんしょう しゃかぞくそうだんいん なんびょうそうだんいん 精神障がい者家族相談員、難病相談員」 とあるが、居住市で誰が相談員になっ て いるかわからない状況である。	しょうそん はいち しょう ふくし にか しょうがいしゃ 市町村が配置する障がい福祉に係る障害者 そうだんいん かくしょうそん たいおう 相談員については、各市町村において対応されて います。 せいしんしょう しゃかぞくそうだんいん なんびょうそうだんいん 精神障がい者家族相談員や難病相談員につ いては、受託事業者等においてホームページを かつよう きかんし はいふ ほけんじょ しょうそん 活用するほか、機関誌の配布や保健所や市町村を つう そうだんまどぐち しゅうち おこな 通じ相談窓口の周知を行っていますところ です。 ごいけん ふ さら しゅうち と いただいた御意見を踏まえ、更なる周知に取 り組みます。	43	C
		43	C	

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方		
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分	
69	<p>はつたつしょうがいしゃしえん ちいき 発達障害者支援（地域）センターは どうない かしよ そらち ぼあい 道内に4箇所しかなく、空知の場合は はこだてし きより 函館市にある「あおいそら」であり、距離 やく にすると約320キロメートルもあり、この きより じんそく たいおう しえん ような距離では迅速な対応できず、支援 ぞうせつ しえん きのう べつ センターの増設か支援センター機能を別 かたち せいび しさく ひつよう な形で整備するなどの施策が必要である。</p> <p>どうしゅし いけん ほか けん ※同趣旨の意見 他1件</p>	<p>どう しちょうそん ちいき そうだんしえんじぎょうしょう 道では、市町村や地域の相談支援事業所等での たいおう こんなん しちょうそん じっし こんなん 対応が困難なケース、市町村において実施が困難 せんもんてきしえんどう はつたつしょうがいしゃしえん な専門的支援等について、発達障害者支援 ちいき かんけいきかんとう たい けんしゅうとう （地域）センターが関係機関等に対する研修等 じっし ちいき じんざいいくせい しえん を実施することにより、地域の人材育成や支援 たいせい じゅうじつ ほか 体制の充実を図ることであります（P45、63）。</p> <p>ごしてき はつたつしょうがいしゃしえん ちいき 御指摘のとおり、発達障害者支援（地域）セ しせつすう かぎ はつたつしょう ンターの施設数は限られておりますが、発達障 かん ちいき しえんたいせい きょうか ほか ちゅう がいに関する地域の支援体制の強化を図る中 かくてき きのう いじ きのう 核的な機能を維持するため、センター機能のあり かた ふく ひ つづ ひつよう けんとう すず 方を含めて、引き続き必要な検討を進めていき かんが たいと考えています。</p>	45	C
70	<p>「グループホームなどの計画的な整備 そくしん せいび を促進します。」とあるが、整備するのは みんかん ほうじんとう ほっかいどう 民間の法人等であり、北海道ではないは ほっかいどう せいび ずであるが、北海道はどのように整備を そくしん 促進するのか。</p> <p>どうしゅし いけん ほか けん ※同趣旨の意見 他1件</p>	<p>せいび しちょうそん グループホームの整備については、市町村にお せいびけいかく さくせい けいかくてき せいび すず いて整備計画を作成して計画的な整備を進めて どう せいび えんかつ すず いるところであり、道としても整備が円滑に進む くによさん ざいげんかくほとう む とりくみ すず よう国予算の財源確保等に向けた取組を進めて いるところです。</p>	47	D
71	<p>にゅうきょうけい じゅうたくしよゆうしゃ 「入居受入れについて、住宅所有者 ふどうさんぎょうかんけいだんたい りかい そくしん や不動産業関係団体などの理解が促進 つと されるよう努めます。」とあるが、この こうもく すいしんしさく きさい こうもく 項目は推進施策を記載する項目である つと なに しさく が、「務める」ために何をするのが施策 おも きさい であると思うが、その記載がない。</p>	<p>しょう ひと ちんたいじゅうたく かくほ 障がいのある人が賃貸住宅を確保しやすい かんきょう じゅうたく せいど 環境となるよう、住宅セーフティネット制度に もと じゅうたくかくほようはいりよしゃ にゅうきよ こぼ 基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない じゅうたく どうろくそくしん にゅうきよ そうだん しえん にゅうきよご 住宅の登録促進や、入居の相談や支援、入居後 みまも おこな じゅうたくかくほようはいりよしゃきよじゅう の見守りなどを行う住宅確保要配慮者居住 しえんほうじん してい ほっかいどうきよじゅうしえんきょうぎかい ぼ 支援法人の指定、北海道居住支援協議会の場な かつよう ふどうさんかんれんだんたい ふくしかんれんだんたい どを活用した不動産関連団体や福祉関連団体、 じちたい せいどしゅうち りかいそくしん つと 自治体への制度周知や理解促進などに努めます。</p>	47	B

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方		
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分	
72	「地域の支援体制の充実に向けた とりにくみ そくしん 取組を促進します。」とあるが、促進する ために何を なにするのか が施策だ しやくおも と思うが、 きさい 記載されていない。	ほんけいかく どう しょう ふくししやく かん 本計画では、道の障がい福祉施策に関する しやく ほうこうせいどう ちゅうしん きさい 施策の方向性等を中心に記載しております。 ごしてき こべつぐたいてき とりにくみ 御指摘の個別具体的な取組につきましては、 ちいき いりょうきかんなど ふく かんけいきかん れんけい はか 地域の医療機関等を含めた関係機関と連携を図 りながら、必要な施策を検討していきたく ひつよう しやく けんどう かんが と考えています。	47	E
73	「地域生活を支えるサービスは、主に ちいきせいかつ きさい 民間事業者が提供して みんかんじぎょうしゃ ていきょう おり、北海道が ほっかいどう 直接事業を行っていない。しかし、施策 ちやくせつじぎょう おこな しやく の内容に「促進します。」で文章結ばれ ないよう そくしん ぶんしょうむす ているが、誰がどのよう だれ どのように に促進する そくしん のか が記載 きさい されていない。	しょうがいふくし じっししゅたい しちようそん 障害福祉サービスの実施主体は市町村であ り、道ではこうしたサービスが推進されるよう、 ちいきせいかつしえんじぎょうなど しえん 地域生活支援事業等を支援しているところ です。	48	D
74	「市町村における障がい特性に応じ しちようそん しょう とくせい おう たパソコン周辺機器やアプリケーション しゅうへん きき しょう の普及促進に努めます。」とあるが、ASD ふきゅうそくしん つと 児者のコミュニケーションツールはどの じしや ように考 かんが えているのか。	きょうかい おんせいひょうしゅつ テクノエイド協会のHPでは、音声表出コミ ユニケーションエイドや、聴覚過敏の場合のイ ちようかくかびん ばあい ヤマフなどのツールが紹介されており、今後、 しちようそん たい どうきょうかい かつよう 市町村に対して同協会のHPの活用などを働 か か けてま い ります。	48	E
75	「各種年金等の充実を国に働きかけ かくしゅねんきんなど じゅうじつ くに はたら るとともに、制度の周知に努めます。」と せいど しゅうち つと あるが、障害者年金の申請をする際、 しょうがいしやねんきん しんせい さい 窓口の者が障がいについて理解して まどぐち しや しょう りかい お らず、話が噛み合わなかった経験があ はなし か あ けいけん る。年金事務所の窓口において、障がい、 ねんきんじむしょ まどぐち しょう 特に ASD等について話ができる程度 とく どう はなし ていど の ちしき も ようせいねが 知識を持つよう養成願 い たい。	ほっかいどう しょう かん ただ ちしき しゅとく 北海道では障がいに関する正しい知識の取得 りかい ふか さまざま とりにくみ おこな や理解が深まるように様々な取組を行 っ て いま す。	48	C

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方		
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分	
76	「適正な事業運営の指導に努めます。」とあるが、虐待防止のために行うのであれば、「指導に努める」のではなく、「指導する」としていただきたい。	道内の全ての障害福祉サービス事業者等において、常に適切で良質なサービスが提供されることが望ましいと考えていますが、全ての事業者の運営状況が適切かどうかを常に把握することは困難であり、可能な限り多くの事業者の運営状況を把握して指導することを目指しており、「指導に努める」と表現しています。	49	D
77	「多様な住居の確保について市町村等に対して必要な助言を行います。」とあるが、グループホーム等は市町村ではなく民間事業者が設置している。住宅の確保について市町村へ助言して改善されると思えない。住まいの確保に対し、抜本的な施策を検討いただきたい。	地域生活移行を推進するためにも、グループホームをはじめとする多様な住居(民間アパート、公営住宅、借家等)の確保について、市町村等に対して必要な助言を行って参ります。	49	C
78	「公営住宅等におけるユニバーサルデザインの普及促進を進めます。」とあるが、どのように普及促進を行うのが不透明。具体的に施策を記載していただきたい。	道では公営住宅等におけるユニバーサルデザインの普及を促進するため、北海道UD公営住宅整備指針を定め、新規整備の道営住宅においてUDの導入を行っております。また、UD導入の取組や事例等を紹介することにより市町村営住宅においても普及促進を行っております。	49	E
79	「障がいのある人等が公共交通機関を円滑に利用できるよう、移動・交通のバリアフリーを促進します。」とあるが、地方のJR駅においては、無人になる時間帯もあり、車椅子の方や足の不自由な方が列車に乗るのが困難である。JRに対し、市町村等が改善について協議を申し込んだ際、対応するよう要請していただきたい。	JR北海道においてもバリアフリー法に基づき計画的に整備をしています。障がいのある人が公共交通機関を円滑に利用できるよう JR北海道や市町村等と連携して参ります。	50	C

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方		
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分	
80	「地域づくり委員会を活用し、市町村や市町村の協議会と連携の上、地域で必要とするサービスの提供体制の整備に向けた支援を行うことにより、障がいのある人の暮らしづらさを解消します。」とあるが、サービス基盤となる事業所自体が不足している地方において、支援を行う対象すらいない現状のなか、支援を行うことで障がいのある人の暮らしづらさを解消できるとは考え難い。	地域づくり委員会では、障がいのある方の差別や権利擁護やその他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する課題解決に向けた協議の場であることから、いただいたご意見を踏まえ、修正させていただきます。	31	A
81	「市町村における一貫した保健サービス」とあるが、ここで言う保健サービスとは、何を指すのか。	市町村では、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療給付の申請受付や、精神保健に関わる個別相談、精神障がいの知識の普及等を行っています。	54	E
82	「生活習慣や社会環境の整備のほか、がん検診や特定健康診査・特定保健指導の実施を促進します。」と、「生活習慣の改善を促進します。」とあるが、どのよう促進するのかが、施策として記載されていない。	健康増進法に基づき補助金の交付や、生活習慣病予防のための普及啓発や研修会等を開催するなど施策を推進します。	55	C
83	「関係機関等との連携による就業及び生活支援を推進します。」とあるが、関係組織が一堂に会し単に会議を開くだけでは意味はなく、有機的に連携する必要があるため、具体的にどのように連携するのか。	障がいのある方の就労支援については、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等において支援を行っています。 なお、36ページに同様の内容を記載しており、重複記載のため修正します。	36	A



ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方		
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分	
84	「難病の特性に応じた適切な福祉サービスや福祉サービスを利用する上で必要な情報の提供に努めるとともに、難病に対する理解を促進します。」とあり、「難病に対する理解を促進します。」は「当事者へ」ではないと思うが、誰に対して理解を促進するのが不明。一般の方々への理解促進であれば、この項目に記載するのはおかしい。	つういん こんなん しんけいなんびょうかんじゃ たい いし ほ 通院が困難な神経難病患者に対して医師や保 けんしとう ほうもんけんしん そうだんじぎょう おこな 健師等による訪問検診や相談事業を行うほか、 じゅしん いりようそうだん きかい めぐ ちいき 受診や医療相談の機会に恵まれない地域には、 じゅんかいりりようそうだん じっし なんびょうかんじゃ 巡回医療相談を実施するなど難病患者やその ご かぞく たい しえん すず ひろ どうみん 御家族に対する支援を進めるとともに、広く道民 なんびょう りかい そくしん かくしゅし へ難病に対する理解が促進されるよう、各種施 さく と く 策に取り組んでまいります。	58	C
85	「既に圏域ごとに設置している保健、医療、福祉関係者による協議の場」とあるが、21の障がい福祉保健圏域に協議の場は設置されているのか。	しょう ほけんふくしけんいき きょうぎ ば 21の障がい保健福祉圏域に、協議の場として ちいきせいいかつこうしえんきょうぎかい せっち 地域生活移行支援協議会を設置しています。	59	E
86	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、推進や促進施策として具体的なことは何も書かれておらず、どのように推進するのか、またどのように促進するのが不透明。施策を明記していただきたい。	せいしんしょう しやちいきせいいかつしえん 精神障がい者地域生活支援センターによる ふどうさんぎょうしや せつめいとう じゅうきょかくほしえん 不動産業者へ説明等による住居確保支援など ちいきいこうしえん の地域移行支援や、ピアサポーターによる買物や こうつうきかんりりよう どうこう ちいきせいいかつ ていちゃく む 交通機関利用の同行など、地域生活の定着に向 しえん おこな けた支援を行います。 また、せいしんしょう しやちいきせいいかつしえん 精神障がい者地域生活支援センターを ちゅうしん せいしんかびょういん そうだんしえんじぎょうしょう さんかく 中心に、精神科病院や相談支援事業所等の参画 え きょうぎ ば かいさい たいしりょうしや たいいん む を得て協議の場を開催し、対象者の退院に向け かだい たいいんご ひつよう ふくし じょうほう た課題や退院後に必要な福祉サービスの情報 きょうゆう おこな ちいき かんけいきかん れんけい 共有を行うなど、地域の関係機関における連携 ほか ちいきいこう そくしん せんもんしよく を図ることで地域移行の促進や専門職スタッフ ほうもんどうしえん すいしん による訪問等支援を推進します。	59	B
87	北海道の施設に関する記載であるが、「務めます」となっている。北海道以外に依頼するような内容であれば、務めますでも理解できるが、北海道の施設でなるならば、「を実施します」ではありませんか。	ほっかいどう しせつ かんけい きさい 北海道の施設に関する記載のため、御意見の しゅうせい とおりに修正します。	61	A

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	いけん たい どう かんが かつ 意見に対する道の考え方	
		けいかくあん ページ 計画案の頁	くぶん 区分
88	「サービス利用に関する苦情解決の仕組みや福祉サービスの第三者評価制度の積極的な活用を推進し、利用者に対するサービスの質の向上に努めます。」とあるが、現在、苦情の受付は同じ法人へ申し入れる仕組みであることから、利用を断られるのが怖く、苦情を申し入れられないのが現状です。この点を改善する施策をお願いしたい。	サービス利用に関する苦情解決の仕組みとして、北海道福祉サービス運営適正化委員会が北海道社会協議会に設置されているが、当該委員会では、匿名による相談も受けているところ。	62 D
89	「就労支援」とあるが、「(1) 障がいのある子どもに対する支援の充実」の内容であるにも関わらず、なぜ「就労支援」が必要なのか。子どもとは、18歳以下いわゆる学齢期のことだとした場合、この文言が入ることは妥当ではない。	道では、就学前、学齢期、卒業時などを通じて一貫した指導や支援が行われるよう、教育委員会、学校等と、福祉や就労との連携が必要であると考えています (P65)。御指摘の点について、「(1) 障がいのある子どもに対する支援の充実」(P63) は、確かに、乳幼児期や学齢期における支援体制等の充実が中心となりますが、障がいのある子どもの社会生活・職業生活への円滑な移行に向けては、学齢期において、学校と企業や労働、福祉等の関係機関が連携したキャリア教育、職業教育の充実が重要であると考えていることから、引き続き、障がいのあるお子さんへの支援の柱の一つとして、記載させていただきたいと考えています。	65 E
90	「関係機関との連携を促進します」とあるが、誰がどのように行うのが記載されていない。	御指摘の点につきましては、道において、必要な取組を実施いたしますが、具体的な実施方法等につきましては、道内市町村等を含めた関係機関と連携を図りながら、検討していきたいと考えています。	72 C

※合計100件の御意見をいただきましたが、同趣旨の御意見については、意見の概要欄に「※同趣旨の意見 他〇件」と記載して整理しています。

No.	ページ	項目	修正前	修正後	備考(修正理由)
1	6	第2 計画の基本的事項 2 計画の位置づけ (1)計画の位置づけ	本計画は、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に資するものです。	また、道では、2018 (平成 30) 年 12 月、(SDGs) のゴール等に照らした、本道の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた「めざす姿」などを示した「北海道 (SDGs) 推進ビジョン」を策定し、当該ビジョンに沿って、多様な主体と連携・協働しながら、北海道全体で (SDGs) の推進を図ることとしています。 本計画は、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に資するものです。	持続可能な開発目標 (SDGs) に関する記載を追記 (総合政策部計画推進課 取り扱)い)
2	13	第2 障がいのある人の現状等 1 障がいのある人の現状 (4)難病等	また、対象となる疾病については、令和元年 (2019年) 7月に361疾病に拡大されています。	また、対象となる疾病については、令和6年 (2024年) 4月に369疾病に拡大されることとなります。	パブリックコメント41 (厚生労働省及びこども家庭庁から令和5年12月8日付けで告示があり、障害者総合支援法の難病の対象となる疾病数は令和6年4月1日から369疾病に見直し)
3	24	第3 計画推進のための基本的事項 1 計画推進の基本方針 (2)障がいのある人が暮らしやすい地域づくり	障がいがある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会づくりのため、障がい福祉圏域に設置した地域づくり委員会において、地域の課題等を進めます。	障がいがある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会づくりのため、条例第41条の規則で定める圏域 (総合振興局及び振興局の所管区域) に設置した地域づくり委員会において、地域の課題等の解決などを目指します。	パブリックコメント50 (地域づくり委員会は条例の施行規則において、14の総合振興局及び振興局の所管区域に設置しているため)

No.	ページ	項目	修正前	修正後	備考(修正理由)
4	28	第4 計画推進のための具体的な取組 1 権利擁護の推進 (4) 理解の促進 ② 障がいのある人に対する理解の促進	「・「北海道障害者介護給付費等不服審査会」の審査を通じ、障がいのある人の障害福祉サービスの利用が適正に確保されるよう努めます。」の記載項目を修正。	(4) 理解の促進 ② 障がいのある人に対する理解の促進 ↓ (1) 権利擁護の推進・虐待の防止	パブリックコメント43 (記載箇所の修正)
5	34	3 就労支援施策の充実・強化 (1) 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり ② 企業・行政の取組の推進	・ 認証制度については、必要に応じて評価基準の見直しを行うとともに、認証の取得を促進するための優遇措置として導入した道の低利融資や入札等での配慮について、より効果的な制度となるよう検討を行いつながら、制度の普及・拡大を図ります。	・ 認証制度については、必要に応じて評価基準の見直しを行うとともに、認証の取得を促進するための優遇措置として導入した道の低利融資や入札等での配慮について、より効果的な制度となるよう検討を行いつながら、制度の普及とともに、制度に登録する企業数の拡大を図ります。	パブリックコメント62 (障がい者就労支援企業認証制度を普及して、制度に登録する企業数の拡大を図る)
6	36	3 就労支援施策の充実・強化 (2) 一般就労の推進 ② 移行サポート体制の整備	・ 特別支援学校等中等教育機関及び大学等高等教育機関からの卒業、医療機関からの退院に備え、就労系の障害福祉サービス(今後創設される就労選択支援サービスを含む)の利用や就労適性等のアセスメントに取り組む市町村等を支援します。	・ 障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援します。	障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた修正 「就労選択支援に係る報酬・基準について」
7	46	4 相談支援体制・地域移行支援の充実 (2) 相談支援体制・地域移行支援の充実・強化 ③ 地域移行・地域定着の促進	・ 関係団体等からの協力を得ながら定期的に施設入所者の意向把握が行われるような取組を進めます。 ・ 入所施設と相談支援事業所が連携し、サービス等利用計画と個別支援計画により的確に入所者の意向を把握するとともに、市町村のサービスの支給事務を進める上に	・ 障害者支援施設のすべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認し、希望に応じたサービス利用が行われるよう取組を進めます。 ・ 障害者支援施設において、入所者の地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者の選任や意向確認	障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた修正 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」

No.	ページ	項目	修正前	修正後	備考 (修正理由)
			<p>おいても実施状況の把握を行うことを通じて、地域生活移行のための支援を進めます。</p>	<p>のマニュアルを作成していることなどを確認し、本人の希望に応じたサービス利用の実効性を高めます。</p>	
8	52	<p>5 サービス提供基盤の整備 (5) 地域間格差の縮小 ⑤ 北海道障がい者条例に基づく地域づくり委員会の活用</p>	<p>⑤ 北海道障がい者条例に基づく地域づくり委員会の活用</p> <p>・ 地域づくり委員会を活用し、市町村や市町村の協議会と連携の上、地域で必要とするサービスの提供体制の整備に向けた支援を行うことにより、障がいのある人の暮らしづらさを解消します。</p>	<p>(削除)</p>	<p>パブリックコメント80 (「2 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり」に地域づくり委員会の記載があり、重複記載のため)</p>
9	58	<p>6 保健福祉・医療施策の充実 (3) 精神障がいのある人や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実 ② 難病等である人への支援</p>	<p>・ 障害者就業・生活支援センターを中心とした関係機関等との連携による就業及び生活支援を推進します。</p>	<p>(削除)</p>	<p>パブリックコメント83 (「3 就労支援施策の充実・強化」に障害者就業・生活支援センターの記載があり、重複記載のため)</p>
10	61	<p>7 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上 (1) 人材の確保・定着・養成 ③ 各種研修の充実</p>	<p>・ 児童相談所や心身障害者総合相談所、精神保健福祉センター等、道立施設職員の知識・技術の向上を図るため、研修などの実施に努めます。</p>	<p>・ 児童相談所や心身障害者総合相談所、精神保健福祉センター等、道立施設職員の知識・技術の向上を図るため、研修等を実施します。</p>	<p>パブリックコメント87 (北海道の施設に関する記載のため)</p>

「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」案の概要

1 基本的事項

<p>けいかくさくてい 計画策定の趣旨</p>	<p>道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」とそれに基づく地域の必要な障がい福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」の2つの計画について、施策を一体的に推進し、実効性のある障がい福祉サービスを提供することを目的として統合し、「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」を策定。</p>
<p>けいかく 計画の目的</p>	<p>障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指す。</p>
<p>けいかく 計画の位置付け等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者基本法第11条第2項に基づく「都道府県障がい者計画」であり、北海道地域福祉支援計画の施策別計画</li> <li>・障がい者総合支援法第89条第1項に基づく都道府県障がい福祉計画</li> <li>・児童福祉法第33条の22に基づく「都道府県障がい児福祉計画」</li> <li>・北海道障がい者条例第29条第1項に基づく「障がい者就労支援推進計画」</li> </ul>
<p>けいかくきかん 計画期間</p>	<p>令和6年度から令和11年度までの6年間</p>

2 計画の推進のための具体的な取組

<p>推進項目及び推進施策</p>	<p>具体的な取組</p>
<p>I 北海道障がい者条例の施策の推進</p>	
<p>(1) 権利擁護の推進</p>	
<p>① 権利擁護の推進・虐待の防止 ② 意思決定支援の推進 ③ 成年後見制度等の活用促進 ④ 理解の促進 ⑤ 地域福祉活動の推進</p>	<p>・「北海道障がい者権利擁護センター」における虐待通報の受理、相談対応等 ・集団指導や実地指導において「意思決定支援ガイドライン」の周知や支援体制の助言・指導 ・「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修実施</p>
<p>(2) 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり</p>	
<p>① 地域づくり委員会等の取組</p>	<p>・地域づくり委員会で虐待や差別解消等に関する地域の課題等の解消に向けた協議実施 ・地域づくりコーディネーターと連携し、「地域づくりガイドライン」を活用した相談支援体制づくり等の取組を支援</p>

(3) 就労支援施策の充実・強化	
<p>① 道民、企業、行政等が一体となつた応援体制づくり</p> <p>② 一般就労の推進</p> <p>③ 多様な就労の機会の確保</p> <p>④ 福祉的就労の底上げ</p>	<p>・企業と連携した取組推進</p> <p>・職場定着の支援</p> <p>・農福連携等の促進</p> <p>・障害福祉サービス事業所の収益力の向上</p>
II 地域生活支援体制の充実	
(4) 相談支援体制・地域移行支援の充実	
<p>① 生活支援体制の充実</p> <p>② 相談支援体制・地域移行支援の充実・強化</p> <p>③ 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実</p> <p>④ 生活安定施策の推進</p> <p>⑤ 障害福祉サービス事業者等の指定、指導監査の実施</p>	<p>・地域づくりコーディネーターを活用した相談支援体制の構築に係る市町村支援や地域生活に係る総合的・広域的な支援</p> <p>・指定の際の厳正な審査、指定後も利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等の適正な事業運営の指導</p>
(5) サービス提供基盤の整備	
<p>① 住まいの基盤整備の充実</p> <p>② 日中活動サービスの充実</p> <p>③ 地域生活を支えるサービス基盤の充実</p> <p>④ 共生型地域福祉拠点の整備推進</p> <p>⑤ 地域間格差の縮小</p> <p>⑥ 施設による支援</p>	<p>・相談支援事業所や市町村等との連携による、施設や病院から地域生活移行を希望する障がいのある人の居住確保支援</p> <p>・共生型地域福祉拠点の整備</p>
(6) 保健福祉・医療施策の充実	
<p>① 適切な保健・医療施策の充実</p> <p>② 障がいの原因となる疾病等の予防・治療</p> <p>③ 精神障がいのある人や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実</p> <p>④ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム</p> <p>・依存症対策の推進</p> <p>・「北海道ひきこもり成年相談センター」の活用</p> <p>・各市町村ひきこもり相談窓口や市町村プラットフォームの設置・支援体制構築の推進</p> <p>・てんかん支援拠点病院を中心に関係機関との連携強化</p>
(7) 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上	
<p>① 人材の確保・定着・養成</p> <p>② サービスの質の向上</p>	<p>・相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成</p>
III 自立と社会参加の促進	
(8) 障がい児支援の充実	
<p>① 障がいのある子どもに対する支援の充実</p> <p>② 学校教育の充実</p>	<p>・児童発達支援センターの設置推進、市町村中核子ども発達支援センターの整備</p> <p>・ペアレントメンターの養成</p>

<p>③ 医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児等支援のための協議の場の設置</li> <li>・医療的ケア児等コーディネーターの育成</li> <li>・情報発信を通じた特別支援教育に対する理解・啓発</li> <li>・新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置、手引書の周知等</li> <li>・難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保</li> </ul>
<p>(9) 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援</p>	
<p>① 発達障がいのある人への支援の充実 ② 在宅の障がいのある人等への支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援(地域)センターによる関係機関への支援、障がいの特性等に対する理解促進</li> </ul>
<p>(10) 自立と社会参加の促進・取組定着</p>	
<p>① 社会参加の促進 ② スポーツ・文化芸術活動の振興 ③ 読書バリアフリーの推進 ④ 生涯学習機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会参加促進対策の推進等、移動支援の確保、ボランティアとの連携、社会参加のための生活訓練の実施</li> <li>・スポーツ・レクリエーションの振興、障がい者文化芸術活動の推進</li> <li>・読書バリアフリーに関する各種取組の推進</li> <li>・学習機会の充実、情報提供・相談体制の充実、指導者の養成</li> </ul>
<p>IV バリアフリー社会の実現</p>	
<p>(11) 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</p>	
<p>① 情報通信における情報アクセシビリティの向上 ② 意思疎通支援の充実 ③ 言語としての手話の理解促進等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報バリアフリー化の促進</li> <li>・理解の促進、意思疎通手段の確保等、情報保障の推進、意思疎通支援者の養成及び派遣の推進</li> <li>・手話が言語であることについて道民の理解促進等、手話を習得する機会の確保</li> </ul>
<p>(12) 安全確保に備えた地域づくりの推進</p>	
<p>① 住まい・まちづくりの推進 ② 移動・交通のバリアフリーの促進 ③ 防災・防犯対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいの整備、福祉のまちづくりの推進</li> <li>・交通機関等の整備促進、歩行空間等のバリアフリー化の推進、観光へのアクセス</li> <li>・市町村における災害時要配慮者支援策の充実、共生による地域の体制づくりの推進、施設利用者などに対する災害時等の支援策の推進</li> </ul>

### 3 計画の推進管理

<p>計画の推進管理</p>	<p>成果目標の達成状況や施策の推進上の課題等について、分析・評価するなどして「北海道障がい者施策推進審議会」や21圏域に設置する「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において実施計画の推進状況の把握・分析・評価等を行い、PDCAサイクルによる実効性のある取組の推進に努める。</p>
----------------	--



4 令和8年度（2026年度）及び令和11年度（2029年度）の成果目標（主なもの）

主な項目	R8目標値	R11目標値	考え方
福祉施設の入所者の地域生活への移行目標	235人	796人	R8目標値は令和5年（2023年）3月末時点の施設入所者数の約2.5%で設定。 令和9年度から11年度は国基本指針に基づき目標値6%で設定。
施設入所者の減少見込数	350人	817人	R8目標値は令和5年（2023年）3月末時点の施設入所者数の約3.7%で設定。 令和9年度から11年度は国基本指針に基づき目標値5%で設定。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に係る目標	91.0%	※	入院後1年時点の退院率（国の目標値により設定）
地域生活支援拠点等の整備目標	330.1日以上	※	退院後の1年以内の地域における平均生活日数330.1日以上（国の目標値により設定）
就業支援拠点等の整備目標	179市町村	179市町村	全市町村
就労系事業所から一般就労への移行目標	1,335人	1,708人	年間一般就労者数（令和3年度（2021年度）実績の1.28倍を設定）
就労移行支援	774人	1,014人	就労移行支援（令和3年度（2021年度）実績の1.31倍を設定）
各事業の一般就労移行者数	238人	307人	就労継続支援A型（令和3年度（2021年度）実績の1.29倍を設定）
	341人	437人	就労継続支援B型（令和3年度（2021年度）実績の1.28倍を設定）
就労定着支援事業に関する目標	1,111人	1,566人	就労定着支援事業者数（令和3年度（2021年度）実績の1.41倍を設定）
	25%	25%	事業者全体のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合2割5分以上
障がい児支援の提供体制の整備目標	21か所	21か所	障がい保健福祉圏域に1か所以上整備（児童発達支援センター等の事業所数）
医療的ケア児等支援に関する目標	125か所	179か所	市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置
難聴児に関する目標	1か所	1か所	中核的機能を有する体制整備
基幹相談支援センターの設置目標	179市町村	179市町村	全市町村

※ 「北海道医療計画」との整合を図り、令和8年度を目標年次とし、令和9年度以降の目標値は達成状況等を考慮し、別途決定。